

第96回奈良県古都風致審議会 議事概要

- 1 日 時 令和2年6月22日（月）13：30～15：30
- 2 場 所 奈良商工会議所 4階 中ホール
- 3 開 会 委員総数10名全員出席。奈良県古都風致審議会規則第5条第2項の規定により有効に成立
- 4 公開・非公開について 公開

5 議 事

「明日香村コミュニティゾーンにおける公共公益施設整備と歴史的風土の調和の在り方について」（諮問）

（1）案件の概要

明日香村コミュニティゾーン内において、公共公益施設を整備するにあたり、建築物の新築における高さ制限等の規制の在り方について、明日香村の歴史的風土との調和を図るために審議するもの

（2）審議の結果

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和41年政令第384号）第6条第1号ホ（4）ただし書、同条第2号イただし書及び同条第3号ホ（3）ただし書の規定により、その用途によってやむを得ないと認めて知事が指定する建築物及び知事が指定する高さは次のとおり。

①指定する建築物

大和都市計画地区計画（明日香村決定）明日香村コミュニティゾーン地区計画の区域で建築される公共公益施設のうち、公共公益施設としての機能上又は技術上の理由により、その全部又は一部の高さが10メートルを超えることがやむを得ないもの

②指定する高さ

①に規定する全部又は一部につき、15メートルを超えない範囲内において、①の理由により必要であって、かつ、最小限の高さ

明日香村コミュニティゾーンにおける公共公益施設整備と歴史的風土の調和を図るための「明日香村コミュニティゾーンにおける行為の許可の審査運用指針」及び「明日香村コミュニティゾーンにおける景観シミュレーション取扱要領」は、後記の委員からの意見に基づき事務局で再度検討・修正し、各委員の承認を得ることとなった。（令和2年7月1日全委員承認済）

<行為の許可の審査運用指針に対する意見>

- ・夜間景観への配慮について、記載することが必要。
- ・植栽の樹種について、「周辺に現存する植生を活かしたもの」は「在来種」と記載すべき。
- ・色彩について、統一感を持たせ、周辺景観との調和を図る旨を記載することが必要。

<景観シミュレーション取扱要領に対する意見>

- ・取扱要領に定められた方法により作成された景観シミュレーションを、取扱要領の「評価の視点」をもって、明日香村長が明日香景観委員会の審議を経る旨を記載することが必要。